

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の平成30年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - 1 \text{件当たり日数}}$$

$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} &= \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1 \text{ 件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、平成30年度(365日)分の統計なので、 $365 \div 12$ (30.4日)とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり入院医療費		100人当たり推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり医療費		推計1入院当たり医療費	
	順位	実数(円)	順位	実数(件/百人)	順位	実数(日)	順位	実数(円)	順位	実数(円)
北海道	13	165,166	8	14.60	33	31.36	13	36,064	32	1,130,893
青森県	38	129,276	34	11.69	32	31.55	17	35,035	39	1,105,462
岩手県	24	142,749	31	11.94	13	39.48	39	30,287	16	1,195,709
宮城県	30	136,203	21	12.69	35	30.75	18	34,916	45	1,073,732
秋田県	18	158,181	23	12.47	9	40.52	38	31,313	6	1,268,903
山形県	22	144,716	25	12.31	25	34.66	21	33,910	19	1,175,208
福島県	33	134,962	33	11.79	20	35.88	33	31,898	27	1,144,492
茨城県	45	110,968	43	10.58	38	29.44	15	35,638	46	1,049,229
栃木県	41	120,222	45	10.39	26	34.35	23	33,684	25	1,157,029
群馬県	39	128,503	38	11.30	27	34.15	25	33,308	30	1,137,483
埼玉県	44	114,769	46	10.35	40	28.60	7	38,757	38	1,108,396
千葉県	43	117,523	41	10.71	39	28.67	9	38,273	40	1,097,132
東京都	47	106,620	47	9.92	46	26.89	4	39,967	44	1,074,870
神奈川県	42	120,216	40	11.11	45	27.01	3	40,076	42	1,082,477
新潟県	28	139,431	39	11.22	11	39.60	36	31,373	9	1,242,522
富山県	20	156,044	16	13.56	19	35.90	31	32,056	26	1,150,926
石川県	8	175,603	7	14.63	16	37.54	32	31,966	15	1,199,900
福井県	15	164,036	11	14.05	23	34.93	24	33,439	23	1,167,857
山梨県	37	129,790	32	11.84	29	33.55	27	32,679	41	1,096,543
長野県	35	133,287	30	11.96	36	30.52	11	36,517	37	1,114,406
岐阜県	36	130,707	35	11.69	34	31.15	14	35,889	34	1,117,987
静岡県	40	124,717	42	10.68	30	32.02	12	36,481	22	1,168,126
愛知県	46	109,304	44	10.55	47	25.68	1	40,354	47	1,036,376
三重県	23	144,383	27	12.26	24	34.75	22	33,898	18	1,177,929
滋賀県	29	137,106	26	12.28	41	28.52	6	39,133	35	1,116,129
京都府	27	139,823	28	12.24	42	28.42	2	40,194	28	1,142,338
大阪府	31	135,851	29	12.19	44	28.04	5	39,762	36	1,114,877
兵庫県	26	140,689	24	12.40	37	30.32	10	37,427	31	1,134,609
奈良県	32	135,144	22	12.49	43	28.18	8	38,397	43	1,081,847
和歌山県	34	134,899	36	11.52	28	33.92	20	34,519	21	1,170,882
鳥取県	12	166,331	15	13.63	22	35.23	19	34,637	13	1,220,400
島根県	2	191,195	4	15.21	14	38.59	30	32,576	7	1,256,961
岡山県	14	164,638	5	14.71	31	31.56	16	35,476	33	1,119,548
広島県	21	152,436	20	12.98	21	35.44	26	33,127	20	1,174,048
山口県	7	186,821	12	14.01	3	45.04	40	29,601	1	1,333,346
徳島県	11	170,944	18	13.06	1	46.75	46	28,010	2	1,309,361
香川県	9	175,385	10	14.09	10	39.64	35	31,412	8	1,245,134
愛媛県	17	159,551	13	14.00	18	36.08	34	31,587	29	1,139,540
高知県	6	187,258	9	14.35	8	41.66	37	31,328	3	1,305,154
福岡県	19	156,800	19	12.99	17	37.04	29	32,592	14	1,207,342
佐賀県	5	187,910	6	14.70	4	43.83	42	29,157	4	1,277,981
長崎県	4	188,685	2	15.43	6	42.53	43	28,761	12	1,223,189
熊本県	10	171,434	14	13.94	5	42.88	44	28,674	11	1,229,561
大分県	3	189,141	1	16.28	12	39.60	41	29,335	24	1,161,648
宮崎県	16	160,574	17	13.54	7	41.84	45	28,347	17	1,186,091
鹿児島県	1	195,099	3	15.32	2	46.13	47	27,600	5	1,273,289
沖縄県	25	141,237	37	11.49	15	37.64	28	32,666	10	1,229,620
医師	3	50,026	6	6.41	2	13.53	2	57,690	2	780,421
歯科医師	6	46,232	5	6.68	4	12.81	5	54,009	6	692,088
薬剤師	4	49,727	3	6.86	6	12.61	3	57,481	4	724,633
一般業種	2	55,153	2	7.32	5	12.75	1	59,099	3	753,474
建設関係	1	64,581	1	8.17	1	14.77	6	53,531	1	790,405
全国土木	5	48,831	4	6.86	3	12.84	4	55,423	5	711,824
市町村		135,687		11.92		32.27		35,272		1,138,315
組合		57,546		7.52		13.96		54,817		765,218
合計		128,758		11.53		31.21		35,778		1,116,738

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養(医科)費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。